

## 生物多様性保全推進支援事業計画

支援事業名	霧ヶ峰生物多様性保全活動推進事業
協議会名 【 <input checked="" type="checkbox"/> 既設/ <input type="checkbox"/> 見込み】	霧ヶ峰草原再生協議会
構成員 【 <input checked="" type="checkbox"/> 実績/ <input type="checkbox"/> 見込み】	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 上桑原牧野農業協同組合</li> <li>2. 下桑原牧野農業協同組合</li> <li>3. 小和田牧野農業協同組合</li> <li>4. 霧ヶ峰湖東牧野農業協同組合</li> <li>5. 霧ヶ峰高原牧野農業協同組合</li> <li>6. 物見石牧野畜産農業協同組合</li> <li>7. 茅野市米沢北大塩財産区</li> <li>8. 車山高原観光協会</li> <li>9. 霧ヶ峰強清水自治会</li> <li>10. 八島湿原山小舎組合</li> <li>11. 諏訪地域自然保護レンジャー世話人会</li> <li>12. 霧ヶ峰パークボランティア連絡会</li> <li>13. 霧ヶ峰ビジターセンター連絡会</li> <li>14. NPO法人 霧ヶ峰基金</li> <li>15. 霧ヶ峰雑木やっつけ隊</li> <li>16. 霧ヶ峰生物多様性研究会</li> <li>17. 霧ヶ峰自然保護センター</li> <li>18. 諏訪市生活環境課</li> <li>19. 茅野市生活環境課</li> <li>20. 下諏訪町産業振興課</li> <li>21. 長野県環境部自然保護課</li> <li>22. 長野県環境保全研究所</li> <li>23. 長野県諏訪地方事務所環境課</li> </ol>

事業対象地域 (※1)	都道府県、市町村名等 長野県諏訪市 霧ヶ峰高原 (八ヶ岳中信高原国定公園内)		事業 期間 (※ 2)	平成26年度 ～ 平成27年度
1. 連絡先	事務担当者：増田 佳朗		Tel.	0266-57-2952
	E-mail	suwachi-kankyo@pref.nagano.lg.jp	Fax.	0266-57-2968
	事業担当者：尾関 雅章		Tel.	026-235-7178
	E-mail	shizenhogo@pref.nagano.lg.jp	Fax.	026-235-7498
2. 該当する支援事業のメニュー (該当するもの全てに○を記入し、該当する場合には対象とする種名、保護地域名を記入)	(1) 国内希少野生動植物等対策		(対象とする絶滅危惧種及び環境省レッドリストカテゴリー) ・ ・ ・	
	(2) 特定外来生物防除対策	○	(対象とする特定外来生物等) ・オオハンゴンソウ	
	(3) 重要生物多様性保護地域保全再生	○	(対象とする保護地域) ・八ヶ岳中信高原国定公園	
3. 要望額				
初年度 (平成26年度)				2,720 千円
2年目 (平成27年度)				2,200 千円
(3年目) (平成28年度)				なし
合計				4,920 千円
4. 要望額 積算内訳	別紙のとおり			

## 5. 事業計画の概要

事業計画場所の霧ヶ峰高原（面積およそ3,000ha）は、長野県の中部、八ヶ岳中信高原国定公園の中央に位置し、主峰車山（1,925m）周辺の概ね標高1,500mから1,900mに広がる地域で特別保護地区及び第1種から第3種の特別地域にも指定されている。

霧ヶ峰では、広大な草原が、昭和30年代（1960年前後）までの間、採草と火入れを継続的に行うことによって維持されてきた。しかし、近年、草の需要の減少にともなう草原管理の停止、また、その後の、草原の森林化の進行等により、霧ヶ峰の半自然草原の生態系や自然景観が失われてきた。また、1970年以降、自動車道路（ビーナスライン）の開通に伴い、人や車の往来が増加する中で、外来植物の持ち込みや侵入も進んだ。

このような中、霧ヶ峰の保護と適正利用のあり方について、地権者、自治会、市民団体等からなる組織で、霧ヶ峰保全再生計画を策定し、植生の防護柵の設置、具体的な作業の計画策定、効果の検証方法の決定及び公園管理団体設立検討等の取り組みを進めている。

平成26年度は、霧ヶ峰保全再生計画の事業計画を基に刈り取り及び伐採等による草原環境の再生、外来植物の駆除を地域主体で継続的に行う。

6. 他の法定	法定計画名	策定主体	事業計画との関係
計画等との関係 (※3)	生物多様な がの県戦略	長野県	重点施策「里山活性化プロジェクト」として、長野県の豊かな生物多様性を育む草原環境の維持・再生を図る取り組みを展開していくこととしている。
	霧ヶ峰自然保 全再生実施計 画	霧ヶ峰自然環 境保全協議会	草原を保全再生するための目標植生を設定している。また、すでに定着や優占が問題となっている外来植物を駆除することと新たな侵入、定着を予防することの対策を示している。

## 7. 地域における生物多様性保全上の課題と取組みの現状

- ・ 鳥獣の食害や森林化による植生の改変を防ぐため、地域住民やボランティア、団体、NPO、企業等との連携により、草原環境における植生の防護電気柵を平成 20 年度から設置し、森林化抑制のための雑木伐採を行う等の維持、再生事業を推進しており、平成 25 年度には多様な生物が生育する草原環境を維持再生するための取組を拡大するため、霧ヶ峰自然保全再生実施計画を策定した。

### (草原の維持再生等に係る取組)

- ・ 平成 22～23 年度は、約 70 年振りとなる、霧ヶ峰全体の約 1,000ha 植物相調査を行い、環境省レッドリスト掲載種の 23 種、長野県版レッドリストの 30 種を含む、全 807 種が確認された。また外来種も 61 種見つかった。この植生調査を基に目標植生を定め、自然保全再生計画の策定等の対策に取り組んでいる。
- ・ 平成 24～25 年度は、4 種の外来種の効率的な駆除方法を調査した。
- ・ これまでの外来植物の効率的な駆除方法の調査結果に基づいて、外来植物の駆除を継続的に取組む体制づくりが課題となっている。

### (ニホンジカ被害防止対策)

- ・ 平成 20 年度から高山植物の保護対策として、地域で電気柵、鋼鉄柵等の設置を進め、平成 25 年度は、4 地区で合計 13.76km を設置し、平成 26 年度は、さらに 200m 増設する予定。
- ・ 霧ヶ峰高原内にある国天然記念物の高層湿原においても、ニホンジカの踏圧等が発生している。

### (火入れ延焼の影響)

- ・ 平成 25 年 4 月に草原再生を目的とした火入れをしたところ、10ha の予定が約 230ha にわたって延焼した。大規模な延焼が発生したことから、当面は、火入れによる草原維持活動が困難となった。そのため、刈り取りや雑木の伐採により、草原環境を維持していく必要性が高まった。
- ・ 刈り取りや伐採による草原環境の保全においては、その機材の準備と、継続的に取り組む体制づくりが課題となる。

### (遊歩道や木道等の整備)

- ・ 長野県や市町村等が遊歩道や木道等を整備・修繕してきたが、経年劣化により案内看板の文字がかすれて見えず、更新が課題となっている。

### (エコツーリズムの発展。インタープリターの育成)

- ・ 平成 25 年度に実施したインタープリター養成講座等の事業の継続を実施する。

8. 事業計画	
(1) 初年度（平成 26 年度）の事業計画	
	<p>交付金事業</p> <p>概要：半自然草原の維持・再生に向けた地域住民等の作業道具の購入費補助、消耗品の購入費、効果検証の調査費の補助</p> <p>ア 草原再生事業</p> <p>ススキ、ニッコウザサなどの刈取用の道具、消耗品の購入補助 刈り取った草の運搬経費・処分費</p> <p>イ 外来種駆除活動事業</p> <p>オオハンゴンソウなどの抜取・掘取用の道具、消耗品の購入補助 刈り取った草を入れるゴミ袋等購入補助</p> <p>ウ 草原再生・外来種駆除活動事業の効果・検証調査</p> <p>ア、イの取組について、効果や効果的な手法の検討調査</p>
(2) 2年目の事業計画	
	<p>交付金事業</p> <p>概要：半自然草原の維持・再生に向けた地域住民等の作業道具に用いる消耗品の購入費補助、効果検証の調査費の補助</p> <p>ア 草原再生事業</p> <p>ススキ、ニッコウザサなどの刈取用の消耗品の購入補助 刈り取った草の運搬経費・処分費</p> <p>イ 外来種駆除活動事業</p> <p>オオハンゴンソウなどの抜取・掘取用の消耗品購入の補助 刈り取った草のゴミ袋等購入補助</p> <p>ウ 草原再生・外来種駆除活動事業の効果・検証調査</p> <p>ア、イの取組について、効果や効果的な手法の検討調査</p>
(3) 3年目の事業計画	
	申請なし

9. 保全推進支援事業の実施により期待される生物多様性保全等の効果の目標

霧ヶ峰の草原再生に向けた基本計画では、昭和 30 年代前半（火入れ、採草が行われていた最後の時期）の植生を参考にして、各区域の目標植生を設定し、それに対応した保全再生の手法の選択、組合せ、手順等を確立することとしている。

保全推進支援事業を行うことにより、最も困難な初動の取組みを充実することができ、地域関係者の意欲をより高め、地域で草原再生に取り組む体制の継続・拡充がなされる。

数値目標	現状値	目標値	目標年次
刈り取り面積	0ha	可能な限り拡大	平成 30 年度
特定外来生物（オオハンゴンソウ）生育面積	2ha	生育面積を減少させ根絶を目指す	平成 30 年度

## 10. 支援事業終了後の活動継続の見通し

地域と共に継続的に協働して取り組むためには、寄付金や企業からの社会貢献活動等を加えた、活動資金や労務を確保する体制の構築が課題であり、国庫補助事業の期間中に、次の取り組みを進め、国庫補助事業後の地域主体での保全再生活動を持続させる仕組みを整える。

### (1) ボランティア制度の創設

雑木処理、草の刈り取り、火入れ及び外来植物駆除など霧ヶ峰の自然環境を保全再生する活動に参加していただけるボランティアを募集、登録し、研修を行い、保全再生作業等に参加していただくボランティア制度の創設を検討する。

### (2) 草原の里親制度の創設

草原の里親として、ボランティア活動や企業の社会的貢献等を位置づけ、霧ヶ峰の草原の保全再生活動に取り組んでいただく企業、団体、個人を募集する、「草原の里親制度」の創設を検討する。これに併せて、地権者の意向の確認、対象地域の選定、里親制度の設計（作業内容、研修、交流事業の内容等）及び募集方法等を検討する。

### (3) 参加体験型エコツアーとの連携

旅行者などに霧ヶ峰の自然や歴史文化を理解してもらったうえ、草の刈り取りや外来種駆除等に参加していただくことを内容とする、参加体験型エコツアーの実施により、自然環境保全活動の参加者の拡大に繋げる。

### (4) 環境学習の推進

保全再生活動を持続するためには、地域内外の人々の理解と参加が不可欠であり、特に、次世代を担う地域の小中学生や高校生等に対する環境学習の推進を進め、霧ヶ峰に対する愛着や理解を育み、活動の担い手を育成して参加者の拡大を進める意味からも重要と考え、次の事業の実施を検討する。

- ① 教育機関における環境学習の導入を支援するため、環境学習プログラムの開発、学習教材の作成、ビジターセンター活用の呼びかけ等を実施
- ② 霧ヶ峰の草原等が形成された歴史や自然環境や景観の変化、抱える課題などを学び、草の刈り取りや外来種除去等を体験する環境学習を実施
- ③ 霧ヶ峰の草原等を教材にした環境学習のためのエコツアーを積極的に実施

### (5) 雑木や草等の資源活用

霧ヶ峰高原は、数百年にわたり周辺集落の人々が採草や火入れ、放牧等を継続的

に行った結果、美しい半自然草原が形成された。しかし、社会経済状況の変化に伴い農業利用が行われなくなり、現在の自然環境や景観の大きな変化が起きている。即ち、草の利用価値が失われたことが霧ヶ峰の変化の要因の一つとなった。このため、かつての農業利用に替わる雑木や草等の資源活用方法を見出し拡大することが霧ヶ峰の保全再生に繋がると考えている。

例えば、伐採した雑木を薪として燃料に利用することや雑木のチップ化、刈り取った草の堆肥化など実現可能な活用方法の検討を進める。

#### (6) 公園管理団体

霧ヶ峰高原の自然の保全再生のための対策をはじめとする霧ヶ峰における事業の本格展開のためには、しっかりとした組織・人員を備えた事務局が必要であり、事務局を担う団体として想定される公園管理団体の設立について今後具体的に検討していく。

霧ヶ峰における公園管理団体の実施事業としては、次の4つの事業が柱になると考えられるため、今後研究を進める。

- ① ビジターセンター運営・エコツアー推進事業
- ② 霧ヶ峰の自然環境の保全再生に関する事業
- ③ 自然公園内の施設の維持管理に関する事業
- ④ 調査研究事業

#### 11. 特記事項

今回の事業対象地域を含む霧ヶ峰の草原は、環境省の特定植物群落に選定されている。

また、霧ヶ峰高原は、長野県版レッドリストの植物群落編として位置付けられており、2014年の改訂で、二次植生の半自然草原である、「霧ヶ峰高原のススキ群落」は、ニホンジカ等による草原生植物への採食圧や増加や人の管理の減少にともない、評価危険度が増し、植物群落保護上の重要性が最も高いAランクに変更された。

- ※1 別紙の添付も可。ただし、支援メニュー（3）に該当する場合は、必ず図面を添付すること。
- ※2 1箇所あたりの事業期間は2年程度とし、継続の必要性が高いと認められる場合は1年を単位として事業期間を延伸することができるものとする。
- ※3 協議会の構成員が生物多様性の保全に関する法律に基づく計画等を策定しており、事業計画と関係がある場合に記入。事業計画との関係は法定計画等の該当箇所の写しでも可。複数の法定計画等が該当する場合には、必要に応じて行を追加すること。



(別紙)

## 交付金事業要望額積算内訳書

支援事業名 特定外来生物防除対策事業・重要生物多様性保護地域保全再生事業

(単位：千円)

	事業名 (事業主体)	導入 設備	事業額	要望額	事業主体等 の負担額	積算内訳
初年度 (平成26年度)	ア. 草原維持の ための刈り取り 事業 (長野県、霧ヶ 峰草原再生協議 会、地権者、牧 野農業協同組合 など)		1,320 千円	520 千円	800 千円 (長野県)	消耗品費 934千円 (草刈機、鋸、鉋、草 刈鎌、ゴミ袋 など) 雑役務費 323千円 (処分費・保険代 など) 印刷製本費 6千円 (コピー使用料) 通信運搬費 28千円 (郵便代) 会議費 29千円
	イ. 外来植物除 去事業 (長野県、霧ヶ 峰草原再生協議 会、地権者、牧 野農業協同組合 など)		392 千円	196 千円	196 千円 (長野県)	消耗品費 383千円 (掘取用スコップな ど) 雑役務費 9千円 (保険代 )
	ウ. 現地指導、 刈り取り効果 判定・検証調査 事業 (長野県、霧ヶ 峰草原再生協議 会)		1008 千円	504 千円	504 千円 (長野県)	諸謝金 730千円 旅費 162千円 (指導・調査36回、 調査補助 44回、 報告書作成含む) 消耗品 75千円 (定置枠材料費等) 雑役務費 41千円 (保険代 )

2年目	ア. 草原維持のための刈り取り事業 (長野県、霧ヶ峰草原再生協議会、地権者、牧野農業協同組合など)	786 千円	393 千円	393 千円 (長野県)	消耗品費 400千円 (刈払い機替刃、チェーン替刃、ゴミ袋 など) 雑役務費 323千円 (処分費・保険代 など) 印刷製本費 6千円 (コピー使用料) 通信運搬費 28千円 (郵便代) 会議費 29千円
	イ. 外来植物除去事業 (長野県、霧ヶ峰草原再生協議会、地権者、牧野農業協同組合など)	216 千円	108 千円	108 千円 (長野県)	消耗品費 207千円 (刈払い機替刃、チェーン替刃、ゴミ袋等) 雑役務費 9千円 (保険代 )
	ウ. 効果判定・検証調査事業 (長野県、霧ヶ峰草原再生協議会)	1,198 千円	599 千円	599 千円 (長野県)	諸謝金 1007千円 旅費 162千円 (調査員50回、調査補助員60回、報告書作成含む) 雑役務費 29千円 (保険代 など)

注1 導入設備については、設備の能力、基数も記述すること。

2 事業主体等の負担額については、各事業毎に当該資金を負担する主体とその負担額を記載すること。

3 要望額に変更があった場合は変更後の額を下段実書きで、当初の要望額を上段( )書きで記入すること。なお、事業を実施し終えた年度については実績額を記入すること。